平成２５年（フ）第１４８９号
名古屋市東区東桜１丁目10番９号
破産者　有限会社アートシステム
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１０３号
愛知県東海市富木島町伏見４丁目５番地の５
破産者　有限会社イワサワ
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３５０号
京都市右京区西院平町20番地１
破産者　株式会社住宅流通センター
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２４６号
徳島市名東町２丁目280番地６
破産者　有限会社阿波防水工業
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９３号
福島県郡山市安積町長久保１丁目２番地の１ゆいビル101号、前住所福島県石川郡石川町大字南山形字笹目田13番地
破産者　十文字修一
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第１２６７号
横浜市中区元町１丁目48番地１
破産者　株式会社オプション
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４１号
三重県松阪市駅部田町1700番地
破産者　有限会社浦和製作所
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２４年（フ）第６７号
三重県松阪市船江町2661番地５
破産者　中村　一夫
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２５年（フ）第１２７号
山口県下関市一の宮住吉３丁目２番１号下関市中央卸売市場
破産者　株式会社古賀青果
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第２９号
栃木県小山市城東６丁目２番５号ツルオカハイツ303号、開始決定時の住所栃木県小山市犬塚４丁目４番地２
破産者　津村　哲郎
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第２９８号
鹿児島県鹿児島市伊敷台６丁目12番３号　サンリッチ玉里台301号
破産者　丸岡　洋一
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３７８号
鹿児島県鹿児島市城山２丁目36番６号　松下第３アパート103号
破産者　橋野　広久
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第４３２号
奈良市東九条町707番地の14
破産者　間宮　龍樹
1　決定年月日　平成26年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第４号
岡山県新見市大佐小阪部1424番地２、住民票上の住所岡山県新見市大佐小阪部1424番地２
破産者　宮﨑　　薫
1　決定年月日　平成26年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所新見支部

平成２５年（フ）第９号
沖縄県石垣市字真栄里204番地339
破産者　瀬川　周士
1　決定年月日　平成26年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所石垣支部

平成２５年（フ）第３１号
茨城県神栖市柳川2730番地111
破産者　山田しのぶ
1　決定年月日　平成26年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２５年（フ）第７５号
茨城県鉾田市札1394番地
破産者　菅谷由紀子
1　決定年月日　平成26年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２５年（フ）第９７３号
東京都世田谷区上北沢１丁目15番31号
破産者　平野　圭一
1　決定年月日　平成26年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０９２号
名古屋市南区三条２丁目６番26号　サンライフ高木202号
破産者　山奥　和男
1　決定年月日　平成26年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１４２号
名古屋市中川区畑田町２丁目２番地　市営畑田荘４棟509号、住民票上の住所名古屋市中川区馬手町２丁目77番地　馬車道館105号
破産者　羽山　浩司
1　決定年月日　平成26年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部